

平成 30 年度返還金回収促進策の概要

1. 策定目的

返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、年度計画で定められている指標等を達成するために、平成 30 年度における返還金の回収に係る具体的な施策をまとめたものであり、その進捗管理を行うことにより確実な実施を図ることとしている。

2. 策定方針

当年度の返還金回収促進策は、前年度の施策の達成状況、課題等を勘案しつつ、年度計画に沿って策定する。

また、債権管理・回収等検証委員会、機関保証制度検証委員会で返還金回収促進策の効果検証を行い、その検証結果に基づき報告書で提言された施策の追加等、必要な改善を図る。

3. 主な取組み

1. 申込時及び貸与中における返還意識の涵養等

(1) 高等学校等における返還意識の涵養のための取組み

- 高等学校等の関係教職員に対する情報提供の充実
 - ・「進学マネー・ハンドブック」(平成 30 年度版)の利活用に向けた周知を図るとともに、平成 31 年度以降の作成について検討する。(新規事項)
- 高校生等及びその保護者に対する情報提供の充実
 - ・スカラシップ・アドバイザーの派遣対象に予備校を加えることについて検討する。(新規事項)

(2) 大学等における返還指導等を促進するための取組み

- 奨学金事業の健全性確保のための取組みの強化と情報公開
 - ・平成 28 年度末時点での学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、7 月に実施予定。なお、平成 29 年度末時点での情報公開にあたり、文部科学省及び関係団体と調整を図る。

(3) 貸与終了後の指導の改善

- 貸与終了時の確実な手続きの推進
 - ・「返還のてびき」及び奨学業務連絡協議会にて、貸与終了時の手続きについて周知を図る。

2. 延滞者に対する早期の解消指導等の強化

(1) 早期の解消指導

- 初期延滞者に対する取組み
 - ・ 各種延滞者に対する早期の解消指導のための取組みを行う。

(2) 中長期延滞者への対応

- 法的処理の適切な実施
 - ・ 平成 30 年度法的処理実施計画に基づき適切に法的処理を実施する。

3. 返還関係事務処理の改善の推進

(1) 返還者の現状把握

- 親族等への返還者の返還状況に関する情報の提供
 - ・ 親族（父親が連帯保証人の場合の母親等）への返還状況に関する情報の提供を可能とする仕組みの構築について検討する。（新規事項）

(2) 返還しやすい環境への改善

- 制度及び手続きの周知の改善
 - ・ 所得に応じて返還負担が軽減される所得連動返還方式について、周知方法を検討する。（新規事項）

(3) 機構と委託業者との連携強化

4. 回収方策等の検証の実施

(1) 債権管理・回収等検証委員会の開催

(2) 機関保証制度検証委員会の開催

4. 進捗管理

経営管理会議資料（JASSO における重点課題についての進捗状況）の更新頻度（四半期に一度）にあわせて、進捗状況の確認を行う。

新規事項は、平成 29 年度債権管理・回収等検証委員会の報告書で提言された内容のため、適宜、委員会の場においても進捗状況等の確認を行う。

以 上